

(別紙)

平成22年2月22日

総務大臣
原口一博殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温

答 申 書

平成21年11月17日付け諮問第3017号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びこれに対する考え方
(債権保全措置に係る規定の変更)

意見	再意見	考え方
意見1 担保を求められる可能性があるのかどうかについて、事業者側で事前に知ることができることが重要である。判定基準からNTT東西の定める事項を排除し、もしくは、NTT東西の定める事項が判定基準に入る場合には、できるだけ客観性が高く単純明快な基準を使うこと等が望ましい。	再意見1	考え方1
<p>○ 債務の履行の担保を求める要件の見直し（第77条の3第1項）について</p> <p>事業者にとっては担保を求められる可能性があるのかどうかを、事業者側で事前に知ることができること、すなわち予見性の有無が重要です。</p> <p>このためには、あらかじめ基準が明らかになっていて、かつNTT東西が基準に基づいて処理をしているかどうかを客観的に判定できる必要があると考えます。</p> <p>また、NTT東西においても、基準が単純・客観的かつ明確である方が、処理に要する負担が軽減されると考えます。</p> <p>今回の変更案では、NTT東西の定める事項が増加するので、担保を求められる可能性について事業者側で予見することがより一層困難になると思います。</p> <p>むしろ、判定基準からNTT東西の定める事項を排除し、より客観的かつ機械的な判定を可能にする方が望ましいと考えます。</p>	<p>○ 当社は、ガイドライン(*1)等の改正の趣旨をふまえ、預託金預け入れの要否の判断に当たっては、信用評価機関の評点（客観的な指標）によるだけではなく、接続事業者様の個別事情も勘案することとしたものです。</p> <p>当社は、これまで、債権保全対象接続事業者様に預託金預け入れをお願いする際には、債権保全制度の趣旨や内容等について十分な説明を行った上で、当該事業者様のご事情をお聞きし、柔軟な対応に努めてきており、今後とも適正な対応に努めていく所存です。</p> <p>(*1)電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン（平成18年12月制定、平成21年10月改正） (NTT東日本)</p> <p>○ 当社は、債権保全ガイドライン(*1)の趣旨を十分に踏まえた上で、接続約款の債権保全</p>	<p>○ 今回の変更案は、信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとしてNTT東西が別に定める基準に該当する場合であっても、支払いを怠るおそれがないことを示す資料が提出され、その旨をNTT東西が確認できるときは、債務の履行の担保を要しないとするものであり、債権保全措置を必要最小限とする観点から、適当である。</p> <p>なお、NTT東西が別に定める事項については、透明性・予見可能性を確保する観点から、引き続き接続事業者に対して開示していくとともに、可能な限り明確化することが適当である。</p>

もしくは、NTT東西の定める事項が判定基準に入る場合には、できるだけ客観性の高く単純明快な基準を使うことや、判定処理について担当者の恣意性や判定のゆらぎが発生しないような制度とすることが望ましいと考えます。
(ナインレイヤーズ)

措置に関わる規定を整備し、そのルールの公平性・透明性を図るとともに、債権保全対象事業者の事情をも考慮しつつ、その適正な運用に努めてきたところです。

今回の第77条の3第1項等の規定追加については、改正債権保全ガイドライン及び検証結果(*2)において示されている「客観的な指標のみに基づいて判断することを求めるものではない」あるいは「接続事業者の個別事情を勘案する余地を認めるべき」といった考え方にに基づき措置したところであります。

「今回の変更案では、NTT東西の定める事項が増加するので、担保を求められる可能性について事業者側で予見することがより一層困難になる」とのご指摘ですが、当社が別に定める事項については、従来から当社ホームページに情報を開示しており、今回の変更案で新たに追加するものについても、今までと同様に当社ホームページに情報を開示する予定です。

当社としては、今後とも可能な限り接続事業者様の予見性を確保するよう努めるなど、引き続きその適正な運用に努めていく所存です。

(*1)電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン
(平成18年12月制定、平成21年10月改正)

(*2)東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が実施する事業者間接続に関する債権保全措置の検証結果(平成21年10月公表)

(NTT西日本)

	<p>○ 前回のパブリックコメントでは担保の準備の予見について意見が出されていますが、一般のエンドユーザーは担保も準備できない企業であるのか否かの情報も得られることなくサービスの提供を受けるための契約を行います。</p> <p>最近では資金不足等を理由に突然代替サービスへ移行する猶予もなく撤退される企業も増えています。</p> <p>予見するまでもなく一定の担保は準備する事が不可能な事業者サービス提供の継続性は疑わしいのではないのでしょうか？</p> <p>このような泡沫事業者ばかりに接続にかかるリスクを電気通信事業者負担させる事は、結果としてエンドユーザに相応の負担を求められる事となり、一見すると自由参入に障壁となっているように見受けられるも結果として健全な業界発展に寄与するものであると考えても不思議ではありません。</p> <p>以上の事から、もう少し第一種指定電気通信設備保有事業者に一定のリスク回避が行えるよう、最大必要担保額が明確に計算できるよう措置することで、ほぼ原案を支持したいと考えます。以上。</p> <p>(個人)</p>	
<p>意見2 預託金が3ヶ月分に軽減されても、月の途中で支払期限が来るため、事業者によってはむしろ資金繰りが難しくなることが予想される。事業者側がどちらかを選択できるようにするのが良い。</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>

<p>○ 預託金等の軽減（第77条の3第8項）について</p> <p>一般の営利企業においては、月末に決済が行われるのがほとんどと思います。</p> <p>この場合、負担額が3ヶ月に軽減されても、月の途中で支払期限が来るため、事業者によってはむしろ資金繰りが難しくなることが予想されます。</p> <p>よって、事業者側がどちらかを選択できるようにするのが良いと考えます。</p> <p>変更案を拝見した限りでは、事業者が選択できるように読めましたが、念のためコメントいたしました。</p> <p>(ナインレイヤーズ)</p>	<p>○ 第77条の3第8項は、預託金等の水準を4か月分とするか3か月分とするかを債権保全対象接続事業者様が選択できる旨の規定です。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 第77条の3第8項に係る運用については、ご認識の通り、4か月分とするか3か月分とするかを接続事業者様が選択できることとなります。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>○ 今回の変更案は、御意見のとおり、預託金等の軽減措置の適用について、接続事業者の選択を可能とするものである。</p>
---	--	--